

“新しい”を共に作りだす



外国人建設人材(特定技能)採用のご提案



PTW ポールトゥウィン株式会社

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14F

WEB : <https://www.service.ptw.inc/>

建設業界で採用できる在留資格

※技能実習と特定技能のみ

技能実習は、2023年度の閣議決定により「育成就労」という仕組みに変更予定
→「特定技能」に近い(人材育成+人材確保)

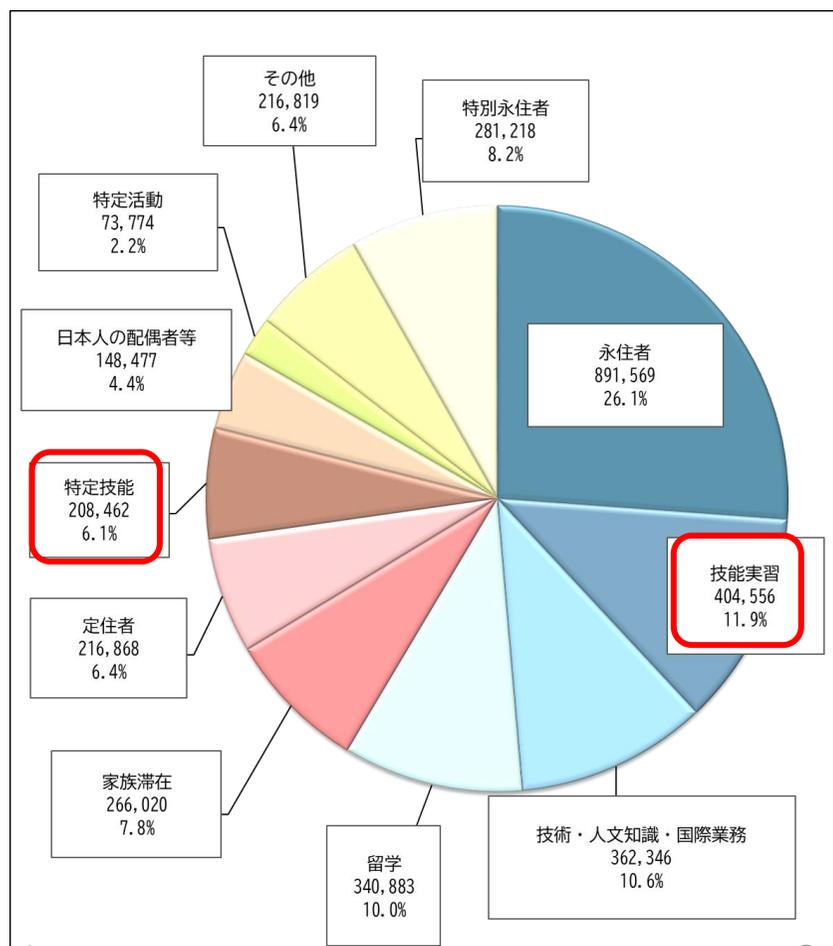
■技能実習生と特定技能の違い(建設業)

	特定技能	技能実習
設立目的	労働力の確保	技能の移転による国際貢献
受け入れ人数制限	日本人常勤職員と同数まで	常勤職員数に応じて制限あり
残業時間の制限	36協定の範囲内(日本人と同等)	原則として月45時間以内
転職可否	可能	不可
書類手続き	入管への申請手続きおよび国交省への計画申請 受け入れ後の備付け帳簿は少ない	入管への申請手続きおよび国交省への計画申請 受け入れ後の備付け帳簿も煩雑
家族の帯同	特定技能1号(5年間)不可 だが、特定技能2号(1号終了後)になると可能	不可
採用方法	海外または国内(経験者)	海外のみ

建設業界における外国人就労状況

■在留外国人:在留資格別人数

- 2023年12月末の在留外国人数は、341万992人(前年末比33万5,779人、10.9%増)で、過去最高を更新
- うち、外国人労働者数は約6割、210万人程度
- 技能実習生は2022年4月から入国が本格再開で40.4万人とコロナ前を上回った
- 特定技能は技能実習生からの転職者に加え、海外からの招聘も増えて20.8万人まで



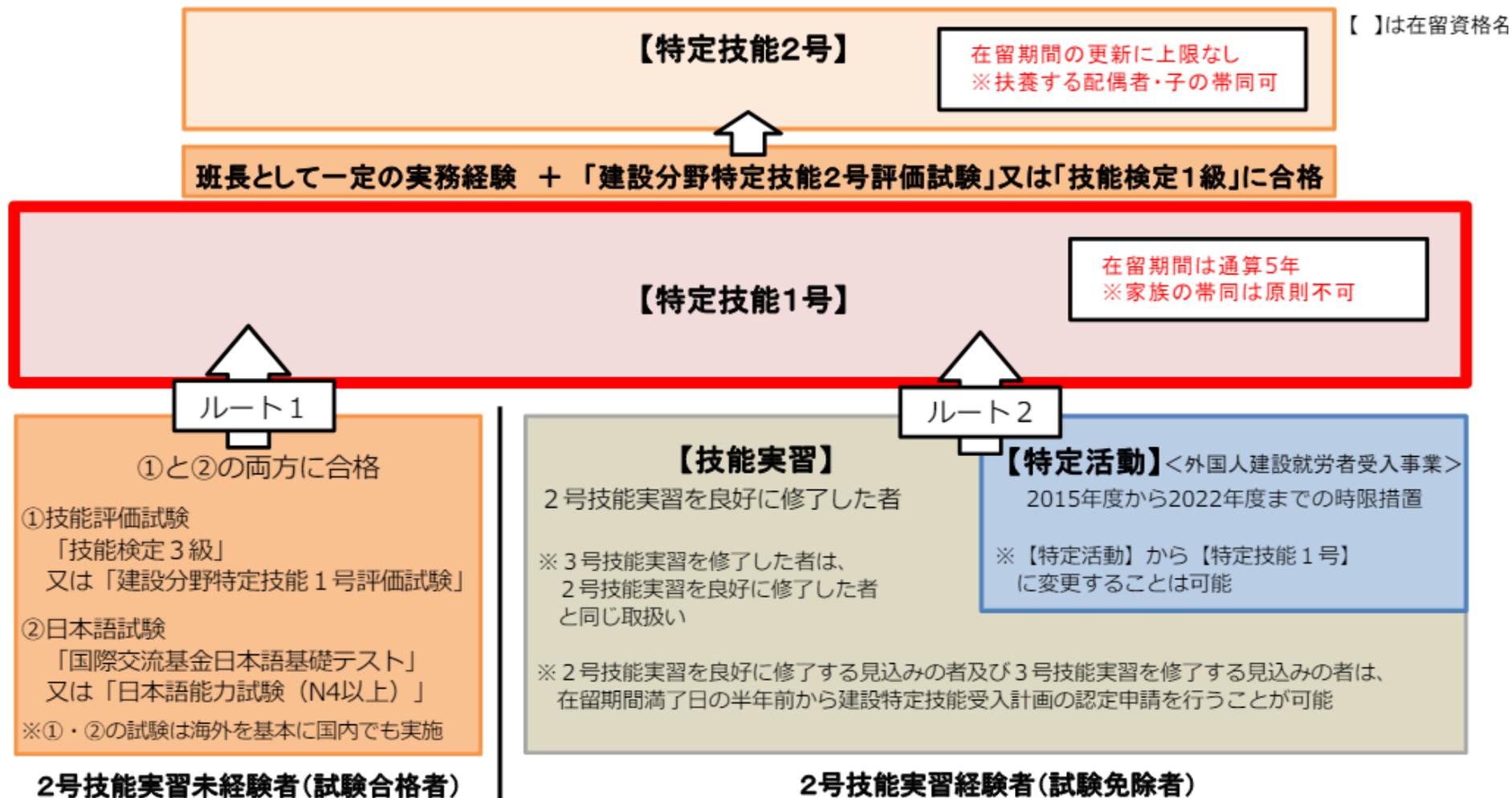
在留資格	人数	備考
特定技能 建設	24,433 (前年比10,956増)	2023年12月末
技能実習 建設	78,343 (前年比7,854増)	2023年12月末

建設業の従事者約492万人に対して、外国人労働者は約2%程度

※外国人建設就労者は2022年度末で終了

技能実習～特定技能のキャリアパス

- 特定技能1号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン存在。
- 特定技能2号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。



特定技能制度の概要

■特定技能とは

2019年～技能実習生制度に置き換わる人材確保のための新しい在留資格として、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な状況にある産業の16業種において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくために創設された在留資格。

特定技能人材・採用におけるポイント

- ✓ 元技能実習生など、国内在住の転職者を採用することが可能です
- ✓ 学歴や職歴に関係なく、特定技能の試験に合格した方も受入OK

■特定技能の特徴

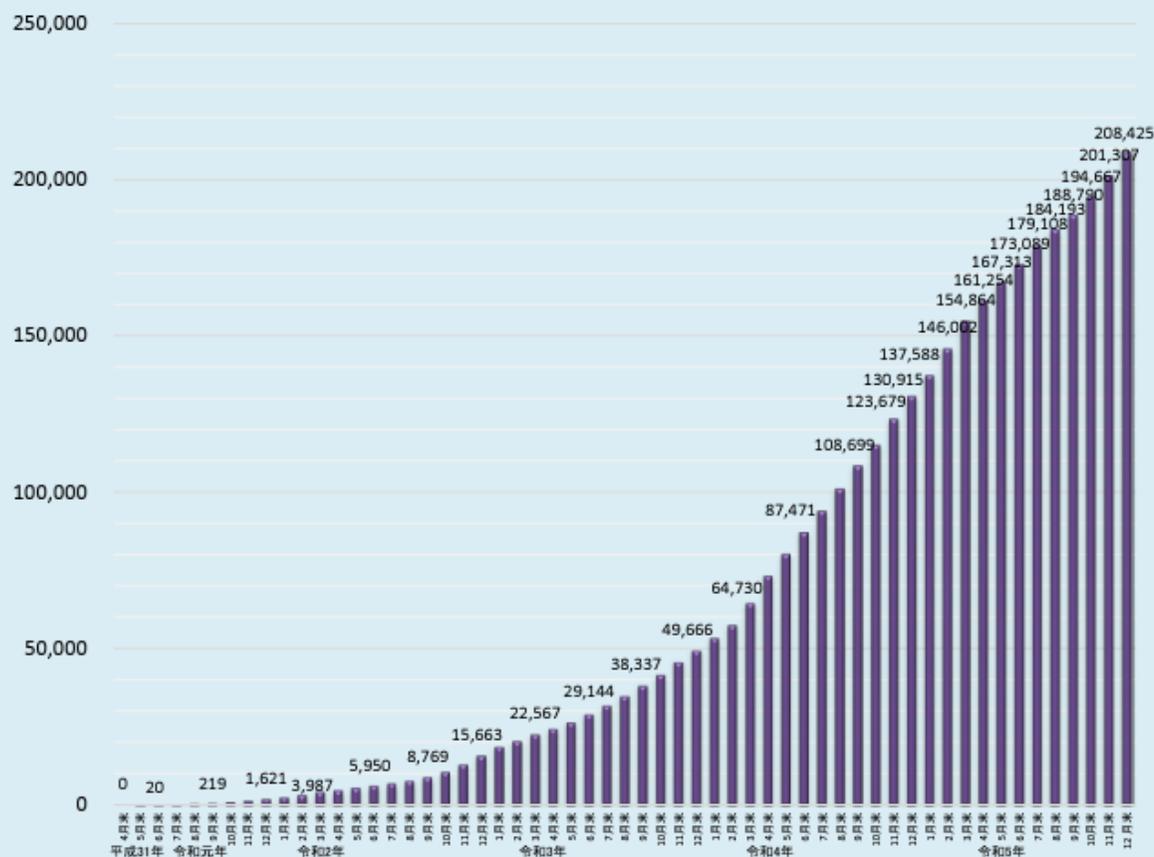
項目	内容
語学レベル要件	N4またはJFT-Basic合格(N4相当) ※技能実習生2号の終了者は除外の特例あり
雇用形態	1年ごとの契約。派遣は認められず、直接雇用のみ(フルタイム勤務)
対象となる業種	2024年11月の閣議決定で4業種追加、12→16業種へ(正式な導入時期は未定)
任せられる業務	上記業種における該当業務を担当
異動・転職	同法人内での事業者間の異動は可能、転職も可能(転職時にはビザは要再申請)
在留可能年数	特定技能1号＝最大5年、家族滞在は不可 ※特定技能2号は家族滞在も可能となる

特定技能の受入れ状況

特定技能制度運用状況①

特定技能1号在留外国人数(令和5年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 208,425人



分野	人数
介護	28,400人
ビルクリーニング	3,520人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	40,069人
建設	24,433人
造船・船用工業	7,514人
自動車整備	2,519人
航空	632人
宿泊	401人
農業	23,861人
漁業	2,669人
飲食料品製造業	61,095人
外食業	13,312人

特定技能建設
11.7%

建設の技能実習生から特定技能への移行

■業務区分の整理 ～建設関係の技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業を新区分に分類～

旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	

+

その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび
建設機械施工 塗装等



2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



- 令和4年8月30日付の制度見直しにより移行方法が簡素化
- 技能実習生の土木、建築、ライフライン・設備の三区分へ、左の技能実習の業務・作業からの移行が可能

※[建築業許可⇔特定技能建設の対比表](#)

業務区分と従事できる工事業の考え方

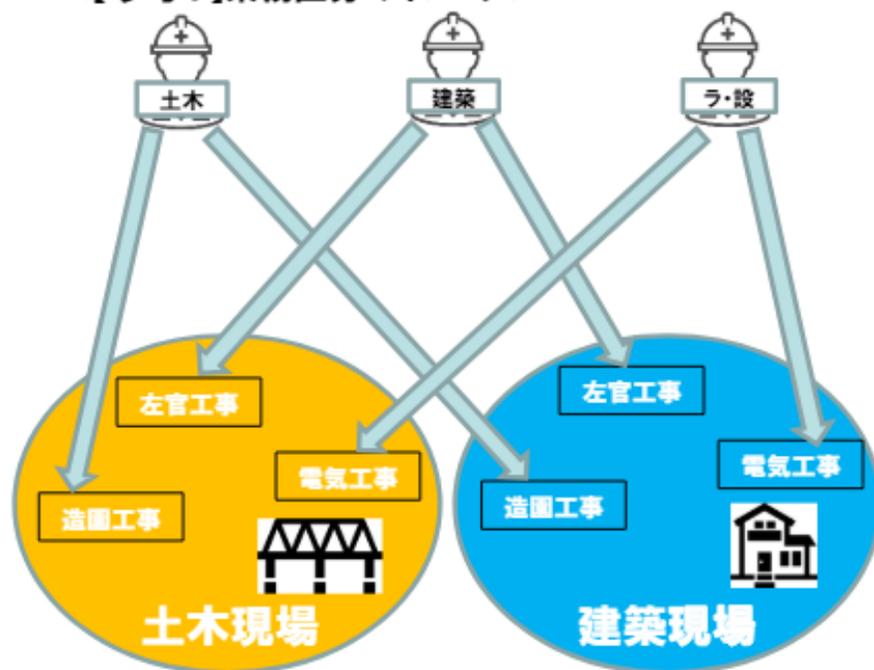
①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類**ではない。
従事する作業については、現場を問わず実施可能。【参考1】

②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。

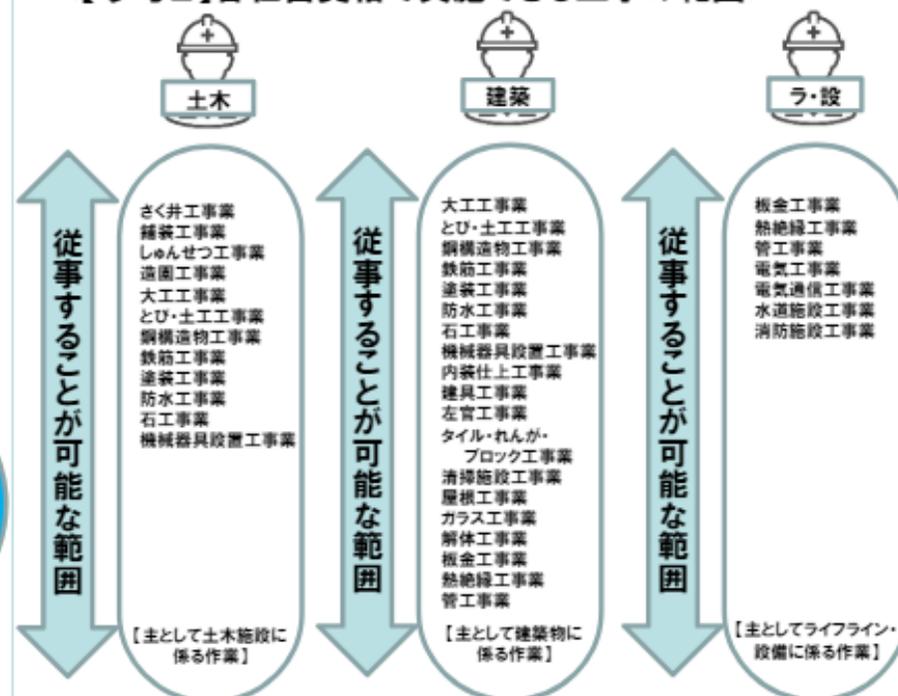
したがって、認定を受けた在留資格に含まれる工事であれば、現場の種類を問わず、従事することが可能。

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

<【参考1】業務区分のイメージ>



<【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>



技能実習建設・作業→特定技能の区分対比表①

職種	作業	業務区分①	業務区分②	業務区分③
さく井	パーカッション式さく井工事	建築(土木)		
	ロータリー式さく井工事			
建築板金※	内外装板金作業		建設(建築)	建設(ライフライン・設備)
	ダクト板金作業			
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工			建設(ライフライン・設備)
建具作製	木製建具手加工		建設(建築)	
建築大工	大工工事		建設(建築)	
型枠施工	型枠工事	建設(土木)	建設(建築)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(土木)	建設(建築)	
とび	とび	建設(土木)	建設(建築)	
石材施工	石材加工作業		建設(建築)	
	石張り作業			
タイル張り	タイル張り		建設(建築)	
かわらぶき	かわらぶき		建設(建築)	
左官	左官		建設(建築)	
配管	建築配管			建設(ライフライン・設備)
	プラント配管			
熱絶縁作業	保温保冷工事			建設(ライフライン・設備)

技能実習建設・作業→特定技能の区分対比表②

職種	作業	業務区分①	業務区分②	業務区分③
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事			
	カーペット系床仕上げ工事			
	鋼下地工事		建設(建築)	
	ボード仕上げ工事			
	カーテン工事			
サッシ施工	ビル用サッシ施工		建設(建築)	
防水施工	シーリング防水工事		建設(建築)	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木)	建設(建築)	
表装	壁装		建設(建築)	
建設機械施工	押土・整地			
	積込み	建設(土木)		
	掘削			
	締固め			
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設(土木)		
築炉	築炉		建設(建築)	
鉄工※	構造物鉄工作業		建設(建築)	※建設業者が 実習実施者で ある場合に限 る
塗装※	建築塗装作業		建設(建築)	
	鋼橋塗装作業			
溶接※	手溶接		建設(建築)	
	半自動溶接			

特定技能建設の受入機関になるには

○受入機関の業種共通の条件(適切な雇用契約、外国人の支援体制・適切な計画等)のほか、国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準あり

→それに基づいた**受入計画を策定し、国土交通大臣による審査・認定**を受ける

○受入計画の認定基準

- ①受入企業は**建設業法第3条の許可**を受けていること
- ②受入企業及び1号特定技能外国人の**建設キャリアアップシステム**への登録
- ③**特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入**及び行動規範の遵守
- ④同一技能同一賃金、安定的な賃金支払い(月給制)、技能習熟に応じた昇給
- ⑤賃金等の契約上の重要事項(賃金、業務内容等)の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
- ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する**講習または研修を受講**させること
- ⑦国又は適正就労監理機関(FITS)による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等

※特に国交大臣向けの受入計画の策定、JAC加盟に費用がかかります

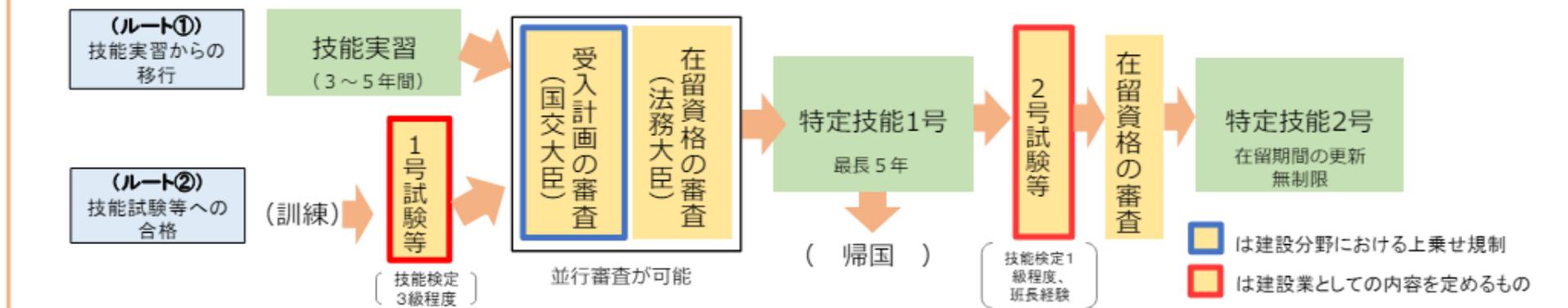
特定技能建設の在留資格取得方法

- 建築業界の上乗せ規制＝国交大臣の受入計画の審査
→在留資格の審査と同時並行で進行できます

○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了(又は技能実習3号を修了)
- ②以下の試験の両方に合格
 - (a)技能評価試験:「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
 - (b)日本語試験:「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



特定技能建設の採用費用(概算)

項目	単価	費用	備考			
業界団体年会費	月	5,000	一般社団法人建設人材支援機構が最安			
JAC月額受入れ負担金	人/月	12,500	※元建設技能実習生に試験免除者の場合 ・海外試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受ける場合）20,000円（参考：年額24万円） ・海外試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受けない場合）15,000円（参考：年額18万円） ・国内試験合格者13,750円（参考：年額16万5千円） ・試験免除者（技能実習2号修了者等）12,500円（参考：年額15万円）			
国交省申請費用	人	60,000	行政書士の実費想定（4～8万円）			
小計1		77,500				
入職サポート費用	一式	450,000	ビザ申請、その他入職サポートに関わる費用（当社所定）			
小計2		450,000				
初期費用合計（1+2）		527,500				
支援委託料（初期費用）	一式	150,000	支援委託のための準備費用（当社所定）			
支援委託料（月次費用）	人/月	25,000	初月の支援委託料（当社所定）			
小計3		175,000				
総合計（1+2+3）		702,500	1年目合計	1,170,000	2年目合計	510,000

- 業界団体費用は団体によって異なります（一番安いところに加入でOK）
→ **一般社団法人建設人材支援機構** が最も安く、**月5,000円、年6万円**
- 国交省の計画書の認定とビザ申請は提携の行政書士事務所に依頼予定

特定技能受入時の費用と当社のサポート

項目	金額(税抜)	備考
入職時サポート費用 (入職時のみ)	45万円	経験者・未経験者は同じ 入職後の返金規定あり(最長6ヶ月)
支援委託初期費用 (入職時のみ)	15万円	
支援委託料(月額)	2.5万円	年間30万円/人 ※全国平均28,386円(入管調査)

特定技能 介護 実績No.1のStepjobが登録支援機関としてサポート

- ・特定技能志望者とのマッチング面接
- ・特定技能試験受験サポート
- ・アルバイト終業時サポート
- ・受け入れ期間提出書類作成サポート
- ・在留資格変更申請サポート
- ・生活ガイダンス実施代行
- ・日本語学校の学習実施支援
- ・公的手続き生活サポート
- ・相談・苦情の対応
- ・定期面談・行政への通報

在留資格別の採用コストの比較

※ 入管資料より引用

在留資格	技能実習	特定技能
資格	なし	なし
在留期限	最長5年	最長5年
サービスの制限	派遣は不可	派遣は不可
受入に係る支援	技能実習監理団体	特定技能登録支援機関
日本語力目安	低め(N4程度)	N4必須
異動	不可	法人内の異動のみ
家族帯同	不可	不可
採用可能人数	厳しい人数制限	日本人と同数まで
入職までの目安	内定後 海外から:6か月以上	内定後 海外から:5ヶ月~6か月 国内から:2~3か月程度
受入の費用(紹介料)	無料職業紹介	30~50万円
サポート費用	(全業種平均)3万円/月 ※ (介護)4万円/月	(全業種平均)約2.8万円/月※
その他費用	来日費用、研修費用、帰国費用等様々	ビザ関連費用、国交省の申請費等
5年間の合計(相場)	約200万円+不定期費用 実際は240万円程度かかる場合も	180万円~200万円前後

使い勝手、5年間のトータルコストを考えると、特定技能 > 技能実習生
本人の手取りが増えるとお互いの納得感、満足度が高く、離職防止にもつながる

Stepjobの考え-建設業界向けハイブリッド採用-

まずは国内在住の特定技能や元技能実習生など国内人材中心に外国人人材を固め、次に海外からの人材招へいにトライすることをお勧めします

メリット

デメリット

日本語力◎日本での生活◎
日本での就労経験◎

国内転職組

国内在住の特定技能

前職と通算で最長5年間の在留期限
転職理由によりリスク有

+

日本語力◎日本での生活◎
日本での就労経験◎

海外出戻り組

元技能実習生
元留学生など

前職と通算で最長5年間の
在留期限・招聘の時間と手間

+

最長5年間フルに働ける
フレッシュな人材が豊富

海外新規組

海外在住の
ポテンシャル人材

日本語力△日本での生活・
日本での就労経験なし

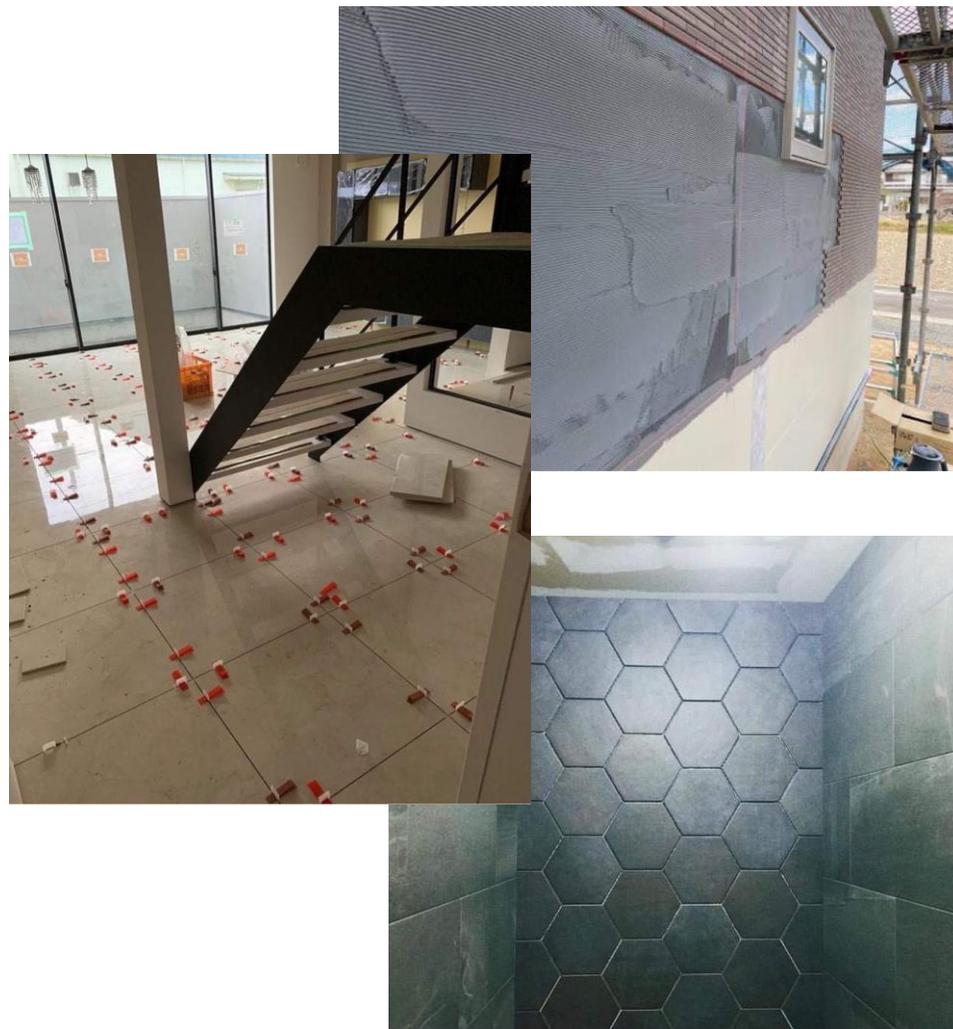
3分野を組み合わせたハイブリッド採用がおすすめ
特定技能2号させることで長く働くことも可能

ご採用事例紹介：T.Kパワーストーン様（埼玉県）

- コロナ禍で来日できない技能実習の置き換えで、国内在住の元建設の技能実習生を採用
- タイル張りというやや特殊な作業の経験者の募集のため、やや時間を掛けて最適な人材をマッチング

- 最初に採用いただいたベトナム人男性2名が好評のため、追加で人材募集中
- コロナが落ち着いて仕事も増える中で、ちょうどいいタイミングで良い人材を採用できた、と喜んでいただいています

- 建設は他分野の特定技能に比べて手続きが煩雑ですが、当社は提携の行政書士事務所との連携でしっかりと対応させていただきます



PTW

Pole To Win